

令和6年度袖ヶ浦市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年7月31日制定

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この調達方針を定める。

2 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

この調達方針の適用範囲は、市長の事務部局に属する部課等、会計室、消防本部、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設とする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

(1) 情報提供

障がい者支援課は、障害者就労施設等から買入れ可能な物品及び提供が可能な役務に関する情報の収集に努め、各機関に情報を提供するものとする。

(2) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者就労施設等からの随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

なお、前述の規定に基づき物品等の調達を行った場合は、袖ヶ浦市財務規則第137条の2の規定に基づき公表することとなります。

6 物品等の調達目標

調達実績額が過去三年間の平均を上回ることを目標とする。

※参考：過去三年間の平均 520,259円

7 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後にとりまとめ、千葉県に報告することにより、遅滞なく公表するものとする。

8 その他

(1) この調達方針の担当部署は、福祉部障がい者支援課とする。

(2) 物品等の契約に当たっては、袖ヶ浦市財務規則の定めによるものとする。